

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から55年3月まで

申立期間については、母がA市役所B分室で私の国民年金の加入手続を行い、母と私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、A市役所に問い合わせたところ、私の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする母は、昭和49年10月から満60歳到達となる平成4年*月までの保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年2月4日に払い出され、20歳に到達した54年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、その払出時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人の母が、「郵便局で国民年金保険料を納めたことがある。」と供述しているところ、A市からは、「申立期間当時、市役所本所窓口で過年度保険料の納付書を取り扱っていたと思われる。」、「市では、郵便局を国民年金の現年度保険料の納付金融機関として指定していない。」との回答を得ていることを踏まえると、申立人の母が郵便局で納付したとするのは過年度保険料と考えるのが合理的であり、その主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は母から、「昭和43年12月ころに私の国民年金の加入手続を行い、その後、54年1月に私が結婚するまで、国民年金保険料についてもA納税貯蓄組合かB市役所の窓口で納付していた。」と聞かされていた。また、母から、私と姉の国民年金保険料を一緒に二人分納めていたとも聞かされている。姉の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間①及び②の保険料が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも3か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳で国民年金被保険者資格を取得し、満60歳で資格喪失するまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「母から、自分と姉の国民年金保険料を一緒に二人分納めていたと聞かされていた。」と述べており、申立人及び申立人の姉の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の検認欄を確認したところ、昭和48年7月から同年9月までの期間について、「48.10」と同じ日付印が押され、申立期間①直前の49年4月から同年12月までの期間について、「49.7」と同じ日付印が押されていることから、申立人の主張どおり、保険料が一緒に納付されていたことが確認できることから、申立人の姉の申立期間①及び②に係る国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、「国民年金保険料を母がA納税貯蓄組合かB市役所に納付していた。」と述べているところ、当時、申立人が居住していた地区にA納税貯蓄組合が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる。

なお、申立人は、申立期間①が含まれる昭和48年10月から50年7月までの期間について、C県D区に住民票を異動しているが、その間の国民年金保険料の納付については、「C県D区で保険料を納めたことは一度も無い。」と述べているものの、当該期間において申立期間①を除くすべての期間の保険料は納付済みであることについて、B市の現在の担当者は、「世帯員が住民票を異動している場合でも、納税貯蓄組合に加入している世帯では、納税貯蓄組合が国民年金手帳等を基に集金していた可能性は否定できない。」と述べている。

また、申立人の姉についても、特殊台帳から、住所が昭和46年1月から47年4月までC県D区に異動している期間において、国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立人の姉も、「自分で納付していない。」と述べていることから、申立人の母が、申立人及び申立人の姉の国民年金保険料を、納税貯蓄組合を通じて納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち平成17年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月29日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を同年5月1日に、被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年5月及び同年11月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る平成17年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、平成17年6月1日から同年11月29日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年6月及び同年7月は18万円、同年8月は19万円、同年9月及び同年10月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年6月から同年10月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から同年12月1日まで

新卒で保険完備ということで入社し、平成17年4月入社後、給与明細書どおり厚生年金保険料を天引きされている会社が、同年6月1日から加入しているということが理解できない。実際の報酬額と厚生年

金保険料が一致していないため、標準報酬月額についても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち平成17年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月29日から同年12月1日までの期間について、申立人が所持している給与明細書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し、平成17年5月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成17年5月及び同年11月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、当該事業所は、平成17年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年4月及び同年5月は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。しかし、法人登記簿謄本により、当該事業所は、昭和31年12月27日に法人として設立されていることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、平成17年5月において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る平成17年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間のうち、平成17年6月1日から同年11月29日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額により、平成17年6月及び同年

7月は18万円、同年8月は19万円、同年9月及び同年10月は18万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成17年4月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が所持している給与明細書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険料は当月控除であったと回答しているところ、当該給与明細書において、平成17年4月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から同年4月1日まで
昭和63年4月1日、A社へ入社。C支店に勤務となる。平成4年3月1日付けでB支店勤務となる。入社後1回も退社せず、現在も勤務している。同社C支店へ今回の件を問い合わせたところ、まず、「年金記録に係る確認申立書」を提出するよう指示された。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令書、A社から提出された社員カード、雇用保険の記録及びD健康保険組合の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成4年3月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成4年4月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「勤務形態については正社員。平成4年3月1日から同年3月31日までは当社に在籍しており、当時、給与より社会保険料を控除して納めていた。」と回答しているものの、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（写し）によ

り、申立人の資格取得日が平成4年4月1日となっていることから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月14日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無い旨の回答があった。しかし、私は、昭和47年2月14日から正規職員として採用され、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職金支払明細書における退職金算出の起算日は昭和47年2月14日であることが確認できること及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は当該事業所に同年2月14日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の現在の担当者及び申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立期間当時、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるといった試用期間は無かったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としてお

り、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで
申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、平成4年5月31日付けで退職届を提出しており、給料支払明細から5月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細、退職届の下書き及び事業主の回答により、申立人は当該事業所に平成4年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年10月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成4年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年8月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年8月まで
② 昭和48年11月から49年3月まで
③ 昭和49年4月から同年6月まで

亡き父が私の国民年金の加入手続を行い、地区の納税組合に両親の国民年金保険料と一緒に納付していたと、生前、聞いている。私が、厚生年金保険に加入していることを亡き父は知らないはずなので、申立期間①及び③について、切り替えせずに保険料を納付していたはずだ。また、申立期間②について、保険料が還付済みとされていることには、受け取った記憶は無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、「亡き父が私の国民年金の加入手続を行い、地区のA納税組合に両親の国民年金保険料と一緒に納付していたと、生前、聞いている。」と主張しているものの、その父は既に他界しており納付状況について証言を得ることはできない上、申立人自身は国民年金の保険料の納付に一切関与していないと述べており、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①について、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB町が管理する国民年金被保険者名簿を見ると、昭和48年3月2日資格喪失、同年9月2日資格取得と記録されており、申立期間①前の47年7月から48年2月までの期間及び申立期間①後の同年9月から49年3月までの期間の保険料は、同年4月に納付されていることが確認でき、当該納付日時点では、申立期間①は未加入期間であり、保険料を納付する

ことはできなかつたものと推認される。

さらに、B町では、「申立期間当時の事情を知っている職員はいないため、具体的な事務処理の内容は不明である。また、申立期間当時も現在も、A納税組合は存在するが、当時の組合長は他界している。」と回答している上、現在のA納税組合長は、「申立期間当時の組合長は誰であったか分からない。組合長が交代したときは引き継ぎはするが、当時の資料は何も無い。納税組合で集金した結果はB町役場に報告され、役場で記録している。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかつた。

申立期間②について、前記特殊台帳及び被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、申立期間は厚生年金保険の加入期間であり、制度上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間とすることはできないことから、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは無い。

また、申立人の前記特殊台帳の備考欄には、「48.11～49.3 3,800 49.8.30 還付決定」と記載され、還付金額（3,800円）に計算上の誤りは無い上、還付整理簿の記載内容と一致している。

さらに、B町が管理する上記被保険者名簿の検認済記録欄を見ると、昭和48年11月から49年3月までの欄に納のゴム印が押された上に斜線が引かれ、その上に還付のゴム印が押されており、当該納付記録は社会保険事務所の納付記録と一致しており、不自然さは見られない。

申立期間③について、申立人の住民票及び戸籍の附票を見ると、C県B町に昭和49年7月9日転入となっていること、及び前記特殊台帳並びに被保険者名簿を見ると、同年同月10日付けで国民年金被保険者資格を取得していることから、その直前の申立期間について、同町で国民年金の被保険者であったとは考え難く、申立人が当時、D県E町にあるF社に勤務していたことから、同申立期間について国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人及び亡き父が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年3月までの期間及び45年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年3月まで
② 昭和45年4月から平成元年3月まで

結婚後、夫の祖父に勧められて国民年金に加入した。農家で月々の収入が無いので、毎年、現金が入る秋の収穫期に、夫が夫婦二人の一年分の保険料をまとめてA村役場（現在は、B市）へ持って行って納付していたから、未納は無く、免除も申請したことが無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人は、「結婚してから、夫が夫婦二人の国民年金の加入手続や保険料納付などを全部してくれた。私は、村役場に行ったことが無い。」と主張しているところ、申立人の元夫は、「昭和42年4月から45年3月までは、毎年、村役場に夫婦二人分を持参して1年分をまとめて納付した。しかし、出稼ぎに行き始めた45年からは、自分は納付したことが無い。仕送りをしていたので、その後の保険料が納まっているとしたら、元妻が納付したと思う。自分は、免除申請をしたことも無いので、免除を受けた期間があるとすれば、元妻が免除申請したと思う。」と述べており、申立人の主張とは符合しない。
- 2 申立期間①について、申立人は、「国民年金保険料は、夫が村役場で納付した。」と主張しているところ、申立人に対する国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和42年*月*日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の保険料は過年度保険料であったため、村役場に納付することはできなかった上、

元夫は、「納付した時期、場所及び金額を覚えていない。」と述べており、具体的な証言を得ることはできなかった。

- 3 申立期間②について、申立人は、「毎年、夫が秋の収穫期に村役場に持参して国民年金保険料を一括納付していたので、未納は無い。免除申請したことが無いので免除期間も無い。」と主張しているものの、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の被保険者名簿の記録は一致しており、当該期間は、未加入期間、申請免除期間あるいは未納期間であり、保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和45年4月から53年2月までの期間については、平成21年12月22日に元夫の厚生年金加入記録の整理が行われるまではすべて申請免除期間とされているところ、申請免除は国民年金被保険者からの申請に基づいて行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が長期間にわたって国民年金保険料を免除することは考え難い。

さらに、申立期間②の納付記録については、前記のとおり、元夫の厚生年金保険の記録整理が行われるまでは、元夫の昭和46年度の国民年金保険料が未納であった以外は、申立人及び元夫の納付記録はすべて一致している。

- 4 このほか、申立人及び申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 578（事案 462、464 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間、60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 5 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
③ 平成 5 年 4 月から同年 11 月まで

申立期間について、平成 21 年 12 月 25 日に第三者委員会において、訂正不要の判断が出されたが、その判断の理由として、「納付年月日が異なっているので保険料を一緒に納付したとは考え難く、申立内容と符合しない。」と書かれていたが、「同時に二人分納めた時もあるれば、別々に納めても来た。」と電話でも言ったはずなので、再度判断してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①に係る申立てについては、申立人の夫の納付記録を見ると、当初、申請免除期間であったものが、昭和 62 年 4 月 3 日付けで追納していることが確認できるが、申立期間①は申立人の場合、申請免除期間ではなく未納期間であったために、同月 3 日の時点では時効により納付できなかったものと推認されること、ii) 申立期間②に係る申立てについては、申立人の夫の国民年金保険料は昭和 62 年 4 月 3 日付けで過年度納付されているものの、申立人の保険料は同日付で同申立期間直後の昭和 61 年度分の保険料として一括納付していることが確認できることから、62 年 4 月 3 日時点の申立人夫婦の保険料は、それぞれ異なった期間の保険料を納付したものと考えられること、iii) 申立期間③に係る申立てについては、平成 5 年から 9 年までの夫婦の納付年月日は異なっていることが確認できることから、必

ずしも夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとは考え難い上、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間以外にも未納期間及び申請免除期間が散見されることから、申立期間③に限り保険料を納付したとする特段の事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、「納付方法については、それぞれ自営業をしていたので、同時に二人分納めた時があれば、別々にも納めてきた。しかし一方だけ納めないということはなかった。平成5年から9年ころは夫からの要望で、私自身の保険料は私が納付し、夫自身の保険料は夫が納付した。」「私の主張が正確に伝わっていなかったので再度申立てをした。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から9年3月まで

私は母から、「私が大学在学中の平成6年3月、母が、私の国民年金の加入手続を行い、それまでの国民年金保険料は納付しなかったが、加入手続をした同月以降は保険料免除の手続を行った。」と聞いている。

しかし、私が、就職活動していた平成8年4月か5月ころ、A社の面接時に提出する書類に国民年金のことを記入する欄があり、国民年金については何も知らなかったので、母に連絡したところ、母から、「就職に不利にならないようにと、6年3月分から8年4月分ころまでの保険料を一括で同年5月か6月ころ約20万円くらい納付し、その後は毎月納付した。」と聞いている。それにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする母は、「国民年金の加入手続をした当時は、大学生は保険料を納めなくても良いと思っていたので、免除の手続をした記憶はある。自動的に更新されないのであれば、平成7年及び8年も手続はしたと思う。」と述べている上、「6年3月から8年4月ころまでの保険料を、同年5月か6月ころに一括で納付した。」と主張しているものの、制度上、申請免除に係る保険料の納付方法は、追納による納付となることから、その当時、社会保険事務所（当時）に保険料の追納の申込みを行い納付書が作成された場合は、その電算記録が残ることとなる。

しかしながら、社会保険庁（当時）の被保険者記録照会（追納記録）には、平成6年3月から8年3月までの期間について追納申込みを行っ

た記録は見当たらず、納付書は作成されていないことが確認できる上、納付したとする保険料額を試算すると、28万4,100円となるが申立人の母が記憶している約20万円とは乖離^{かいり}している。

また、申立期間のうち、平成8年4月以降の国民年金保険料は毎月納付したと主張しているが、オンライン記録を見ると、同年4月から9年3月までの申請免除処理が8年8月9日に行われていることが確認できることから、仮に、保険料が納付され申請免除期間が変更又は取消された場合、その電算記録が残ることとなるが、社会保険庁の被保険者記録照会（免除記録変更履歴）又は同記録照会（免除取消）にその記録は見当たらない。

さらに、申立人の母は、納付したとする国民年金保険料の納付書について記憶は無く、納付した場所の記憶も曖昧^{あいまい}である。

加えて、申立人は、平成9年4月にB県C町へ転出するまで、D県E町（現在は、F町）に住居登録しているが、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

このほか、申立人及びその母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月、4年3月、同年8月及び5年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月
② 平成4年3月
③ 平成4年8月
④ 平成5年2月から同年4月まで

私がA市の臨時職員として勤めていたころ、4、5か月間勤務した後、1か月休むという勤務形態であった。私が結婚準備のため仕事を辞めて家にいた時、その休んだ1か月の期間3か所分と、退職し結婚するまでの期間の国民年金保険料について、A市の年金課の人が夜7時ころ集金に来たので、当時、同居し現金を持ち合わせていた母に立て替えてもらい、その期間についての保険料を納付した。また、集金に来た人が、「臨時職員の人はこの部分を納付し忘れることが多い。」ということ話を話していた記憶があるにもかかわらず、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成2年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、5年5月12日に再取得していることが確認できることから、申立期間①から④については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される上、申立人自身も、「厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無い。」と述べている。

また、申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料について、「結婚準備で家にいた平成5年2月から4月ころ、A市の年金課の人が、夜の

7時ころに家に国民年金保険料を集金に来た。納付書等では無く、現金で納付した。」と述べているところ、A市の国民年金担当者は、「当時、保険料について、夜間訪問を夜7時から8時ころに行い、納付勧奨をして、納める意思がある人に関してのみ保険料を集金していた。その際は、分任出納員という現金を取り扱うことを任命された者が、現金で徴収していた。」と回答している一方、「あくまでも国民年金加入者の未納期間を対象に集金していた。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料について、「当時、同居し現金を持ち合わせていた母に立て替えてもらい、当該期間についての保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の母親は、「5万円から6万円の間の金額を納めた。」と証言しており、その金額は、当該期間の保険料の合計金額5万7,600円に相当するものの、申立期間①の保険料については、申立人が、A市が集金に来たと主張する平成5年2月から4月の時点において過年度保険料として扱われることから、A市が過年度保険料とされる申立期間①を含むすべての申立期間の保険料を一括徴収することは考え難い上、A市の担当者は、「集金については、現年度分の保険料のみである。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 27 日から 40 年 1 月 24 日まで
昭和 37 年 12 月 27 日から 40 年 1 月 24 日まで、当時の A 社（現在は、B 社）の辞令により、C 地域に船の機械の指導員として従事した。その他 D、E 地域にも行った。当時の保険証については、船が小さいので、船員保険ではなく社会保険で A 社の保険証だった。当時、給料は 2 万円以上で、毎月 A 社から F 銀行 G 支店で 3 年間もらっていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 37 年 12 月 20 日付けの A 社から H 領事館にあてた要請文及び同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務し C 地域で働いていたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間については、要請文に記載のある申立人を含む四人には厚生年金保険の加入記録が無く、うち一人は昭和 37 年 12 月から 40 年 2 月まで国民年金に加入し国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げていた元同僚二人には、申立人と同様に、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、うち一人は、「申立人と一緒に C 地域に行ったが、その期間は厚生年金保険には加入していなかった。保険証は会社のものだった。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、現在の事業主からは、「申立人の厚生年金保険料の納付、勤務実態、厚生年金保険の資格取得及び喪失等の事実関係が分かる資料について

は、保存期間の経過等により確認できず、不明である。」との回答を得ている。

加えて、A社の昭和37年9月から40年2月までの厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 8 月 25 日から 11 年 1 月 15 日まで
② 平成 11 年 4 月 23 日から同年 6 月 1 日まで

平成 7 年 8 月から 11 年 1 月まで、A 社に正社員として勤務した。また、退職後、同年 4 月から同年 10 月まで B 社の派遣社員として C 社で勤務した。申立期間について厚生年金保険が未加入となっているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の事務担当者である事業主の妻は、「厚生年金保険等には加入していない。申立人も知っていたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、事業主の妻は、「申立人には長く勤めてほしいと話したが、社会保険等に加入しているしっかりした会社に勤務したいと言って辞めたはずである。」と供述している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が B 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、平成 11 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致する。

また、当該事業所の現在の事務担当者は、「会社の就業規則として試用期間は設けていないが、個別に対応する場合があります、申立人については新規採用であることから、試用期間として該当させたのではないかと思われる。」と供述している。

さらに、申立人は、すべての申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

加えて、申立人は、すべての申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 20 日から 33 年 5 月 21 日まで
A社を昭和 33 年 5 月 20 日で退職した当時、退職金を現金で 4 万円受け取ったが、脱退手当金の制度は知らなかったし、事業主からは手渡しされる時に「退職金」であると伝えられたので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 33 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる男女併せて 80 人のうち、申立人が資格喪失した昭和 33 年 5 月 21 日の前後約 3 年以内に資格を喪失し受給資格のある女性は申立人を含め 3 人いるが、そのすべてが脱退手当金は支給済みであり、資格喪失後の約 7 か月以内に支給決定されていること及び通算年金制度創設前の期間であること並びに元事業主の息子からは、「申立期間当時、会社は脱退手当金の請求を従業員に代わって行っていた。」との回答を得ていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。